石川会計事務所
NEWSLETTER
企業の成長を加速させる「あなたのベストパートナー」

2026年 9月号
~税務関連~

【令和8年10月～】非インボイス仕入れ「80％控除」が「70％控除」へ！外注費などの再点検を

免税事業者などからの仕入れについて、これまで消費税相当額の80％を控除できました。

令和8年10月1日から「70％控除」に引き下げられます。

これに伴う注意点•変更点も含め、社長が押さえるべきポイントを整理しました。

10月1日から何が変わるのか？

免税事業者などの非インボイスの事業者への支払いは、本来、消費税の仕入税額控除ができません。

しかし経過措置により、消費税相当額の一部を売上分の消費税から控除してよいとされてきました。

この控除割合が令和8年10月1日を境に変わります。まとめると次のようになります。

期間	売上税から控除できる金額
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	消費税相当額 ×80％
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	消費税相当額 ×70％

なお、控除割合は令和10年10月に50％、令和12年10月に30％と下がり、令和13年9月末で終了予定です。

中小企業の社長が注意すべき3つの影響

中小企業は次の点に注意しましょう。

1. 実質的なコスト増（納税額アップ）

   1人親方やフリーランスなどの免税事業者の外注先が多い企業は、10月以降、控除できる金額が減り、納める消費税額が増加します。

2. 1事業者あたり年1億円の上限規制に

   同一の非インボイスの事業者への支払いについては、これまで課税仕入の合計の上限が年10億円でした。しかし令和8年10月以降開始の課税期間からは合計の上限額が年1億円となります。超えた部分については70％控除できません。

3. 帳簿と請求書保存は必須

   80％控除も70％控除も、帳簿記載と請求書等の保存が前提です。請求書等については「区分記載請求書」と同様の記載内容が求められます。請求書等がない状態での支払いは控除の対象となりません。

今すぐ社内で確認•準備を

まずは社内で、現在の免税事業者との取引量を確認し、10月以降の納税額への影響を試算しましょう。

また、会計ソフトの設定変更なども必要です。

影響額の試算や今後の取引条件の検討など、ご不安な点があればお早めに当事務所へご相談ください。

発行責任者：
石川会計事務所　石川 厚